

令和7年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

能代地区用水路パイプライン劣化状況調査業務

現場説明書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

## 1. 一般事項

契約の保証については別紙1のとおり。

## 2. 積算体系について

本業務の積算体系は「農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和7年度」に基づき、以下のとおりである。

### （1）調査

地質、土質調査業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）  
工種区分は「一般調査」としている。

### （2）設計

設計業務の価格積算基準（農林水産省農村振興局制定）  
工種区分は「実施設計以外」としている。

## 3. 作業歩掛について

### （1）本業務の作業歩掛は以下のとおりである。

作業項目	作業 数量	主任 技師	単位：人					
			技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	機械経費 (%)	材料費 (%)
1 現地踏査	19箇所			3.8		3.8	3	2
2 管内調査	6,905m			20.7	20.7	20.7	20	5
3 管内調査による異常箇所のスケッチ作成	10管分			3.0	3.0	3.0	3	2
4 電磁波レーダー調査区間の管内継手の調査	継手 88箇所			8.0	8.0	8.0	5	2.5
5 電磁波レーダー調査								
調査測線 7測線	320m		4.0	4.0	8.0		25	5
調査測線 3測線	1,000m 当たり		2.0	2.0	2.0	4.0	20	5
6 管内調査、電磁波レーダー調査の仮設工								
空気弁撤去復旧	18箇所			9.0		9.0	15	45
人孔蓋撤去復旧	19箇所			19.0	19.0	19.0	15	65

※ 機械経費及び材料費は直接人件費の合計に対する割合である。

管内調査、電磁波レーダー調査の管内換気設備の設置撤去

路線名	作業内容	作業 数量	費用 (円)	調査に要する日数 (日)
第2号導水路	空気弁工 14箇所	1式	665,000	19
右岸幹線用水路	空気弁工 2箇所			
左岸幹線用水路	空気弁工 1箇所			
浅内支線用水路	空気弁工 1箇所 排泥工 1箇所			

※ 管内換気設備にかかる費用（設置・撤去費、機械経費等）1式である。

設計 単位：人

作業項目	作業 数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 資料調査	1式		2.0	4.0	4.0	
2 問診調査	1式		2.0	2.0	2.0	
3 調査計画書の作成	1式	2.0	4.5	6.5	6.5	
4 管内調査結果に基づく健全度評価	6,905m	3.5	13.8	13.8	10.4	
5 電磁波レーダー調査区間の管内継手調査の結果に基づく評価	継手 88箇所		8.0	8.0	8.0	
6 電磁波レーダー調査結果の整理						
調査測線 7測線	320m		8.0	8.0	8.0	
調査測線 3測線	1,000m 当たり		7.5	7.5	7.5	
7 劣化度の判定						
調査測線 7測線	320m		4.0	4.0		
調査測線 3測線	1,000m 当たり		4.0	4.0		
8 点検とりまとめ	1式	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0

## (2) 歩掛の実態調査について

- (1) に示す歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行うものとする。  
調査結果は、別紙2にとりまとめ、監督職員へ提出しなければならない。

## 4. 積算の基地について

本業務の積算の基地は、「秋田県秋田市（秋田県庁）」としている。

## 5. 打合せについて

- (1) 業務打合せ場所は東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所とする。  
打合せに係る配置人員及び基準日額は直接人件費に以下のとおり計上している。  
なお、移動に係る基準日額は計上していない。

区分	打合せ（日）			移動（日）		
	主任技師	技師A	技師B	主任技師	技師A	技師B
着手前	0.5	0.5		—	—	
中間（第2回）		0.5	0.5		—	—
中間（第3回）		0.5	0.5		—	—
中間（第4回）		0.5	0.5		—	—
最終	0.5	0.5		—	—	

- (2) 打合せは通勤で考えており、旅費交通費は計上していない。

## 6. 調査作業の外業について

- 第2号導水路、右岸幹線用水路、左岸幹線用水路及び浅内支線用水路は施設管理者（秋田県能代地区土地改良区）が毎年、非かんがい期の11月上旬から全線に渡り落水するため、水替え工等の仮設は計上しない。
- 積算基地（秋田県庁　秋田県秋田市）から現場までの移動に係る経費（ライトバンの運転経費）については、計上していない。
- 滞在地から現場までの移動に係る経費（ライトバンの運転経費）については、計上していない。
- 空気弁の撤去復旧、人孔蓋の撤去復旧の際は、パッキンは新品に交換するものとし、ナット及びボルトは、再使用し、トルクレンチでの締め付けを行うものとする。
- 管内換気については、第2号導水路、右岸幹線用水路、左岸幹線用水路及び浅内支線用水路の調査位置図に示す調査区間の空気弁工又は排泥工に発動発電機1台、送風機1台による換気を作業時間帯に行うことで考えている。
- 電磁波レーダー調査に使用する機器の機械損料には解析用ソフトウェアの利用料等を含んでおり、その経費は当該作業に係る直接人件費の総額に対する割合に含まれている。
- 管内調査時又は電磁波レーダー調査時に携行するガス検知器及び酸素濃度計に係る経費については、各調査の直接人件費の総額に対する割合に含まれている。
- 現地調査に係る外業は、滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。  
なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。
- 宿泊エリアは秋田県能代市を想定している。
- 現地作業については、空気弁の撤去 → 人孔蓋の撤去 → 換気設備の設置 → 管内調査・継手調査 → 電磁波レーダー調査（7測線・3測線） → 換気設備の撤去 → 人孔蓋の復旧 → 空気

弁の復旧と、一連での作業で行うことで考えている。

- ・ 第2号導水路の電磁波レーダー調査区間については、令和6年度業務の試掘調査で、劣化が確認され、埋設管の製造業者が特定された区間を現在調査対象としている。今後、管割図などの資料の整理で、埋設管の製造業者が特定された区間について、変更で調査区間を追加することで考えている。

#### (1) 現地踏査

現地踏査は、設計の問診調査と合わせて行い、2班体制（1班当たり 技師B：1名 技術員：1名）で考えている。

積算基地（秋田県庁 秋田県秋田市）から現地までの高速道路利用料金（税別 秋田北IC～琴丘森岳本線IC）を2回分計上している。

##### ア 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師B	技術員	備考
現地踏査	2日	2日	

##### イ 旅行日に係る基準日額

作業内容	技師B	技術員	備考
現地踏査	1.0	1.0	往路 0.5日 復路 0.5日

#### (2) 管内調査及び継手調査

管内調査及び継手調査については、合わせて行い、3班体制（1班当たり 技師B：1名 技師C：1名 技術員：1名）で考えている。

積算基地（秋田県庁 秋田県秋田市）から現地までの高速道路利用料金（税別 秋田北IC～琴丘森岳本線IC）を1回分計上している。

##### ア 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師B	技師C	技術員	備考
管内調査 継手調査	39日	39日	39日	

##### イ 旅行日に係る基準日額

作業内容	技師B	技術員	備考
管内調査 継手調査	0.5	0.5	復路 0.5日

#### (3) 電磁波レーダー調査

電磁波レーダー調査の7測線区間と3測線区間は合わせて行い、7測線区間が1班体制（技師A：1名 技師B：1名 技師C：1名）で、3測線区間も1班体制（技師A：1名 技師B：1名 技師C：1名 技術員：2名）で考えている。

積算基地（秋田県庁 秋田県秋田市）から現地までの高速道路利用料金（税別 秋田北IC～琴丘森岳本線IC）を3回分計上している。

##### ア 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
電磁波レーダー調査	13日	13日	26日	16日	

イ 旅行日に係る基準日額

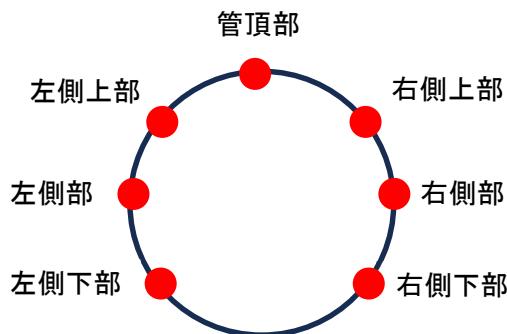
作業内容	技師A	技術員	備考
電磁波レーダー調査	0.5	0.5	技師A：往路0.25日 復路0.25日 技術員：往路 0.5日

ウ 電磁波レーダー調査の管内の測定位置（調査測線 7測線）は、下記のとおり考えている。

第2号導水路の漏水事故3箇所、令和6年度業務の試掘2箇所、右岸幹線用水路、左岸幹線用水路及び浅内支線用水路の今年度試掘調査予定3箇所については、管体の管頂部、右側上部、右側部、右側下部、左側上部、左側部及び左側下部の計7測線を考えている。

なお、管底部については、滯水が想定されるため測定はしない。

漏水事故・試掘箇所の区間の電磁波レーダー調査の測定位置

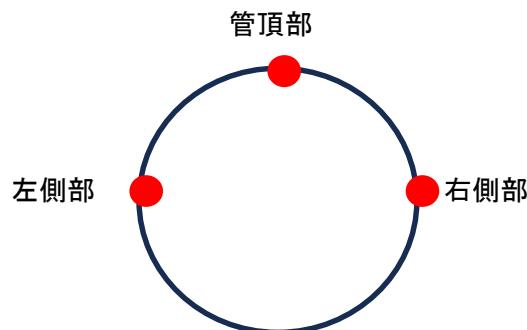


エ 電磁波レーダー調査の管内の測定位置（調査測線 3測線）は、下記のとおり考えている。

第2号導水路の漏水事故3箇所及び試掘2箇所以外の区間については、管体の管頂部、右側部及び左側部の計3測線を考えている。

なお、管底部については、滯水が想定されるため測定はしない。

漏水事故・試掘箇所以外の区間の電磁波レーダー調査の測定位置



(6) 空気弁及び人孔蓋の撤去

空気弁及び人孔蓋の撤去作業について、3班体制（1班当たり 技師B：1名 技師C：1名 技術員：1名）で考えている。

積算基地（秋田県庁 秋田県秋田市）から現地までの高速道路利用料金（税別 秋田北 IC～琴丘森岳本線 IC）を2回分計上している。

ア 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師B	技師C	技術員	備考
空気弁及び人孔蓋の撤去	18日	18日	18日	

イ 旅行日に係る基準日額

作業内容	技師B	技師C	技術員	備考
空気弁及び人孔蓋の撤去	0.5	0.5	0.5	往路 0.5日

（7）人孔蓋及び空気弁の復旧

人孔蓋及び空気弁の復旧作業について、3班体制（1班当たり 技師B：1名 技師C：1名 技術員：1名）で考えている。

積算基地（秋田県庁 秋田県秋田市）から現地までの高速道路利用料金（税別 秋田北 IC～琴丘森岳本線 IC）を3回分計上している。

ア 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師B	技師C	技術員	備考
人孔蓋及び空気弁の復旧	18日	18日	18日	

イ 旅行日に係る基準日額

作業内容	技師B	技師C	技術員	備考
人孔蓋及び空気弁の復旧	1.0	0.5	0.5	技師B 往路0.5日 復路0.5日 技師C 復路0.5日 技術員 復路0.5日

7. 設計作業の外業について

ア 問診調査については、現地踏査と合わせて行い、滞在によるものとしているが、宿泊費及び宿泊手当については当初計上していない。

なお、受注者から宿泊情報（例：宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金が記載された領収書）が分かる資料の提出を求め、妥当性を確認の上、調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、設計変更にて計上する。

宿泊エリアは秋田県能代市を想定している。

問診調査は、1班体制（技師A：1名 技師B：1名 技師C：1名）で考えている。

積算基地（秋田県庁 秋田県秋田市）から現場までの移動に係る経費（ライトバンの運転経費）については、下記のとおり計上している。

高速道路往復利用料金（税別） 秋田北 IC～琴丘森岳本線 IC

往復移動日数 0.5日

ライトバン使用日数 2日

時間区分 3時間

また、直接人件費に旅行日に係る基準日額を計上している。

イ 現地作業における宿泊日数

作業内容	技師A	技師B	技師C	備考
問診調査	2日	2日	2日	

ウ 旅行日に係る基準日額

作業内容	技師A	技師B	技師C	備考
問診調査	0.5	0.5	0.5	往路0.25日 復路0.25日

8. 電子納品版業務報告書作成費について

業務報告書作成費は下記のとおり考えている。

報告書部数 2部  
簡易加除式ファイル 2冊  
(A4縦型幅10cm (チューブファイル))  
規格 A-4  
枚数区分 (枚) 1,000枚  
厚さ区分 10cm

9. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

10. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 別紙 1

### ○ 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

(カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されることとすること。

(ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

## エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）

(オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

(カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

## オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。（一般競争の場合は、10 分の 3 の金額以上とする。）

(カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の

金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

## 別紙2

### 見積り歩掛実態調査表

#### 1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「管水路機能診断」について、その実態を把握し、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

#### 2. 概要

発注者記入	局 名	
	事 業 所 名	
	業 務 名	
	担 当 者 名	
受注者記入	受 注 者 名	
	受注担当者名	
	担当者連絡先	

#### 3. 歩掛調査様式

作業項目	作 業 内 容	歩 掛 (積算者記載)						歩 掛 (受注者記載)					
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員
合 計													

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

#### 4. 歩掛に差異が生じた理由 (発注者記入)

#### 5. 歩掛に差異が生じた理由 (受注者記入)